

# ヤジ排除「表現の自由侵害」

**札幌地裁 道警側に賠償命令**

2010年の後醍醐祭り、札幌市で演説中の安倍晋三首相(当時)にヤジを飛ばした男女が、北海道警察の警察官に迷惑に排除され、憲法が保障する表現の自由を侵害されたとして、連たて訴訟がはじめる訴訟の判決が25日、札幌地裁であった。原告は2人、被告は1人の表現の自由などが違法に侵害されたと訴えた。

判決によると、19年7月15日、原被告は、「政治的表現のため」などと書かれた紙を掲げて、札幌駅前などで抗議演説をしていた安倍晋三と「政治的表現のため」と書かれた紙を掲げて、札幌駅前などで抗議演説をしていた安倍晋三と

とし、20年6月までに提訴した原告は、排除は違法

▼37回=判決全文



「勝訴」と書かれた紙を掲げる原告ら=25日前半、札幌市中央区、日南健吾撮影

の抗議演説を行っていたが、原告らが聴衆に危害を加えられるなど、その恐れがあったとした。判決は現実的な危険があつたかどうかを検討した。被つける重要な権利であり、公共的・政治的表現の最高責任者になつてしまったが、原告が上がるほど、突然した状態にはなつての権利として尊重されるべきであつた。警察官職務執行法(通称ヤジ排除法)が違法であるとの訴訟を出した。

## 原告ら「民主主義後退に歯止め」

「完全勝利です」。25日の札幌地裁判決。法廷から飛び出した原告陣が地裁出口で喜び笑ひ、支持者に向かって叫び、拍手が起きた。代理人弁護士らが「完結判決です」。原告らが「勝訴」と掲げた。原告らは「政治的表現の最高責任者になつてしまったが、原告が上がるほど、突然した状態にはなつての権利として尊重されるべきであつた。警察官職務執行法(通称ヤジ排除法)が違法であるとの訴訟を出した。

## 表現活動侵害の重さ示したか

毛利透・京都大学教授(憲法学)の話、裁決長は、警察官の排除が違法だとしても、憲法判断をせずに陪審を命じることもできたが、あえて表現の自由に触れた。原告2人の表現活動が侵害されたことに訴訟の本質があり、社会的に重要な問題だと考えたからだろう。2人が被った損害の大きさを示すために表現の自由に触れたとみることもできる。警察官が女性に長時間つきまとった行為については、不審者のような印象を通行人に与えたとして名譽権の侵害を認めた。かなり踏み込んだ判断といえる。

## 警備客観的根拠もとに行動を

元警察大学校長の田村正博・京都産業大教授(警察行政法)の話、警察官職務執行法に基づいて物理的に動作を制止するには、人の生命や身体に害が及ぶ恐れが切迫していたことを示す客観的な判断の根拠が必要だ。判決も(安倍氏の乗った演説車両に向かって)原告の男性が突然走り出したのを制止したことについては、道警の対応が違法だったと認めた。与野党問わず選舉運動を守るために、警察官は必要だ。現場はとっさの対応が求められるが、警察は客観的な根拠をもとに行動しなければならない。そんな教訓を示した判決だと音える。

自衛隊員が法を守りながら憲法違反に巻き込まれたとき、原告らが聴衆に危害を加えられるなど、その恐れがあつたとした。判決は現実的な危険があつたかどうかを検討した。被つける重要な権利であり、公共的・政治的表現の最高責任者になつてしまったが、原告が上がるほど、突然した状態にはなつての権利として尊重されるべきであつた。警察官職務執行法(通称ヤジ排除法)が違法であるとの訴訟を出した。

ジは公共的・政治的表現のためとされたと認められた。されど、警察官は原告らのヤジが安否確認の場でやむを得ないとして、それを「憲法上の侵害」だと認めた。

裁判では、排除は正当性を示す根拠として、自分たちは「立証責任者」であると認定した。原告らは「判決内容を踏まえ、対応を検討する」との説明を出した。

(平岡春人)

「勝訴」「民主主義の後退に歯止め」と掲げた。

裁判で争点となつたのは、道警が排除の根拠となり、道警が排除の根拠となり、「同法の要件を満たしていない」として、違法なものだつたと判断した。

判決は、「にせもの」の主張を持ち出された「原告女性も『聴衆は闇喰を離さねるなど』と規定する」として、しかしながら、道警の行為は「同法の要件を満たしていない」として、違法なものだつたと判断した。

判決後の見聞で原告男性は「にせもの」の主張を持ち出された「原告女性も『聴衆と私が』接触発生したかのよだれ主張をされた」と、

判決後、見聞で原告男性は「にせもの」の主張を持ち出された「原告女性も『聴衆と私が』接触発生したかのよだれ主張をされた」と、小野寺弁護士は「そもそも問題だ無理があったから、その後の訴訟でも無理を主張を続けた」と批評した。

(平岡春人、川村あいの)

の声もあがつた。

原告2人が排除された翌日、道警は朝日新聞の取材に「理争の自由妨害の疑いがあつた」と説明したがその後は撤回。排除の法的根拠を公式に明かしたのは、7ヵ月ももだつた翌年の20

年2月の道議会だった。

裁判では、排除の正当性を示す根拠として、自分た

は「立証責任者」だと認めた。

されど、排除に関わった警

察官らが「(原告の)男性に騒ぐ人も小突く人がいた」となどと説明し、安否確

保を訴除理由に挙げたが、その場を撮影した複数の動

画などして事実でなかつた」とが語られた。

判決後の見聞で原告男性は「にせもの」の主張を持ち出された「原告女性も『聴